

プロポーザル方式に係る手続開始の公告

消防本部・福島消防署整備事業基本設計者を選定するため、下記により技術提案書の提出を招請します。

令和5年2月7日

福島市長 木幡 浩

1. プロポーザルの名称

消防本部・福島消防署整備事業 基本設計者選定プロポーザル

2. プロポーザルの概要

1) 目的

福島市消防本部・福島消防署の庁舎は、昭和46年に建築され、築51年が経過し老朽化が進み、消防需要の変化に伴う職員数及び消防車両台数の増加により狭隘化している。また、平成29年度に実施した耐震診断では、倒壊・崩壊の危険性の判断に加え、経年劣化が進んでいることから、庁舎の改築が必要となっている。本整備事業は、消防本部・福島消防署庁舎に対応するものだが、災害対応の消防施設として整備するだけでなく、敷地周辺の特性、環境に配慮した『福島らしい』防災拠点施設をつくることが求められている。

このような状況を踏まえながら、「福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」の個別施策に位置付けられている消防本部・福島消防署整備事業で、どのように設計に反映するか技術提案を求めるものであり、移転新築にあたり広い視野への知見をもって様々な意見を取りまとめ、卓越した技術をもって本業務を担える優れた設計者を選定する必要があることから公募型プロポーザルを実施するものである。

2) 事業計画（予定）

令和5年度	基本設計・地質調査
令和6年度	実施設計
令和7年度	既存施設（市民会館）解体
令和8年度～令和9年度	建設工事（杭工事・庁舎建設）
令和10年4月	開庁

3) 事業内容

計画方針	『福島市消防本部・福島消防署整備基本計画諸元』による。
敷地の場所	市民会館 福島市霞町1-52ほか
敷地面積	約8,900㎡

#### 4) 概算事業費

約35億円(税込み)

(既存施設解体、杭工事、建築、設備(電気、機械))

#### 5) 建築物等の計画概要

延床面積 概ね5,600㎡程度

#### 6) 概算基本設計価格

約7,600万円(税込み)

### 3. 担当部局

①〒960-8001 福島市天神町14番25号

福島市消防本部消防総務課企画管理係(発注課)

TEL 024-534-9107 FAX 024-534-0310

②〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市財務部契約検査課契約係(質疑・提案書等提出先)

TEL 024-525-3705 FAX 024-536-1876

### 4. 参加資格要件

消防本部・福島消防署整備事業基本設計者選定プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し、福島市の参加資格審査においてその資格を認められた者とする。

- 1) 2者で構成した設計共同企業体であること。
- 2) 設計共同企業体の代表構成員は、構成員のうち出資比率の大きい方でなければならない。
- 3) 設計共同企業体の構成員の最小出資比率は、30%以上でなければならない。
- 4) 設計共同企業体の構成員は、今回のプロポーザルに参加表明している他の設計共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- 5) 設計共同企業体の代表構成員は、福島市の令和4年度業務委託有資格者名簿の「建築設計」に登載されている者であること。
- 6) 設計共同企業体の代表構成員は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 7) 設計共同企業体の代表構成員は、平成19年度以降に元請として次に該当する新築の基本設計又は実施設計の実績(日本国内に限る。)を有すること。実績には設計中のものは含まない。

この場合において、その実績が設計共同企業体の実績であるときには、代表構成員としての実績とする。

①3,000㎡以上の消防本部又は消防署の設計に関わる業務

②免震構造とした建築物の設計に関わる業務

- 8) 設計共同企業体のその他の構成員は、福島市の令和4年度業務委託有資格者名簿の「建

築設計」に登載されている者であること。

- 9) 設計共同企業体のその他の構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき一級建築士事務所の登録を行い、福島市に本店を置く一級建築士事務所とする。
- 10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- 11) 参加表明書の提出時において福島市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- 12) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

## 5. 参加表明に関する説明書（技術提案書作成要領等）の交付期間、交付場所及び交付方法

### 1) 交付期間

令和5年2月7日（火）から令和5年2月16日（木）まで

（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

### 2) 交付場所

福島市財務部契約検査課契約係または福島市ホームページ

### 3) 交付方法

技術提案書作成要領及び関係資料を1者に1部交付する。

福島市ホームページからのダウンロードも可能とする。

## 6. 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

### 1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式1-2）
- ③事務所の資格要件（様式1-3）
- ④設計共同企業体代表者の業務実績（様式1-4）
- ⑤株主構成、関連企業調書（様式1-5）
- ⑥実績として様式1-4に記載した業務の契約書の写し
- ⑦建築士事務所登録証明書の写し
- ⑧設計共同企業体協定書の写し
- ⑨専門分野の技術者資格の登録証、合格証の写し

### 2) 提出期間

令和5年2月7日（火）から令和5年2月22日（水）まで

(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く)

受付は、午前9時から正午及び午後1時から4時までとする。

3) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

4) 提出方法

提出期間内に、福島市財務部契約検査課契約係に持参すること。郵送等による提出は認めない。

5) 提出部数

1部

7. 参加表明に伴う質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出期間

令和5年2月7日(火)から令和5年2月16日(木)まで

(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く)

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

2) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

3) 提出方法

説明書等に関して質問がある場合は、参加表明に関する質問書(様式1-6)を作成しFAXにより送信すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

4) 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算して2日(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に質問者へFAXにより回答する。

8. 参加資格の審査及び結果の通知

1) 参加表明書の審査は、福島市競争入札参加資格審査委員会が行う。

2) 参加表明書を「4. 参加資格要件」により審査し、その結果を令和5年2月27日(月)に通知する。

3) 参加資格を認定したすべての参加表明者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書(様式2)及び技術提案書提出要請書(様式3)により技術提案書の提出を要請する。

4) 様式1-3及び1-4に記載された内容については、技術提案書を特定する場合の評価項目に加えることとする。

9. 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出書類

①技術提案書(様式1-7)

②技術提案説明書(様式1-8)(20部)

- ③技術者主要業務実績表（様式1－9）
- ④技術者の保有資格免許証の写し
- ⑤実績として様式1－9に記載した業務の契約書の写し

2) 提出期間

令和5年3月20日（月）から令和5年3月22日（水）まで（祝日を除く）  
受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

3) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

4) 提出方法

提出期間内に、福島市財務部契約検査課契約係に持参すること。郵送等による提出は認めない。

5) 提出部数

1部（ただし、技術提案説明書（様式1－8）については20部）

10. 技術提案書作成に伴う質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出期間

令和5年2月27日（月）から令和5年3月10日（金）まで  
（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）  
受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

2) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

3) 提出方法

技術提案書作成に関して質問がある場合は、技術提案に関する質問書（様式1－10）を作成し、FAXにより送信すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

4) 回答方法

令和5年3月16日（木）までに技術提案書提出要請者全員に対して全質問の回答をFAXにより送信する。

11. 技術提案書の審査方法

1) 審査方法

審査は基本設計者選定審査委員会が行い、技術提案提出者の本事業に対する理解度並びに取組み意欲及び別紙特定基準に基づく評価事項等により最優秀者及び次点者を選定する。なお、一次審査及び二次審査（ヒアリングを含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

2) 一次審査

基本設計者選定審査委員会は、技術提案書及び参加表明の際に提出された書類を審査し、各審査委員持点4票により選出し、その合計票数に基づき、二次審査要請者として4

者程度を選定する。なお、合計票が同数となった場合には、審査委員会において、優劣を決する投票を実施し、その投票数の多い順に選定する。

### 3) 二次審査

二次審査要請者に対して基本設計者選定審査委員会のヒアリングを公開で実施し、提案内容について別紙特定基準に基づいて各審査委員が採点し審査を非公開で行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。ヒアリング実施者には参加報酬（報償費）として1者につき、それぞれ5万円を支払う。

なお、評価が一定水準に達しない場合は最優秀提案者の選定は行わないものとする。

## 12. 審査委員

福島大学共生システム理工学類社会計画コース教授 川崎 興太  
日本大学工学部建築学科専任講師 市岡 綾子  
東日本電信電話(株)宮城事業部福島支店福島災害対策室長 伊藤 文子  
福島市消防本部消防長  
福島市財務部財産マネジメント推進室長兼公共建築課長

## 13. 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は提出者の負担とする。

## 14. 選定後の業務内容

福島市は、最優秀となった者と消防本部・福島消防署整備事業基本設計業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

### 1) 事業名

消防本部・福島消防署整備事業 基本設計業務委託

### 2) 履行期限

令和5年6月から令和6年3月頃を予定

### 3) 業務内容

- ①基本設計図書の作成
- ②設計に必要な概算事業費の作成
- ③各種申請が必要となる際の図書の作成、申請業務の代理・補助（法的手続等）
- ④設計に関する関係機関との調整
- ⑤市民等への説明会・会議への参加・協力（地元・関係機関等）
- ⑥各種検討書の作成（コスト縮減、省エネ、工法・機種選定等）
- ⑦既存施設（市民会館）の解体設計

### 4) その他

- ①プロポーザルは設計適格者を選定するものであることから、具体的な設計作業は、技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施するこ

ととする。

②本プロポーザルは、福島市令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって福島市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

## 15. その他の事項

- 1) 契約保証金 免除
- 2) 契約書作成の要否 要
- 3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- 4) プロポーザルの審査委員会の審査委員が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は参加できない。
- 5) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- 6) 技術提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- 7) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。ただし、最優秀者の技術提案書に限り公表するものとする。
- 8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- 9) 参加表明者、技術提案書提出要請者及び二次審査要請者、最終結果（最優秀者、次点者）、二次審査結果（事業者名は伏せる・評価点など）、審査講評は、原則として公表する。なお、参加資格者が1者の場合、参加表明者、技術提案書提出要請者及び二次審査要請者は非公表とする。
- 10) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市の了解を得なければならない。
- 11) 公開ヒアリングを実施する場合は、原則としてヒアリング参加者の技術提案書について、写真等による撮影を禁止の上、一般聴講者に開示を行う。
- 12) プロポーザルの結果、最優秀者または次点者となり設計業務を受注した事務所と資本・人事面等において関連があると認められた製造者または建設業者（令和5年2月7日以降、受注者の発注済み株式総数の100分の20を超える株式を有し、又は、その出資の100分の20を超える出資をしているか、若しくは、受注者の役員（取締役以上）を兼ねている企業等）は、本業務に係る工事の入札に参加し当該工事を請け負うことができない。

## 特 定 基 準

No.	評価項目	評価事項			配分点
1	事務所の能力 (書類審査)	同種業務実績 <sup>※1</sup>	3件	10	20
			2件	5	
			1件	1	
		専門分野の技術者 資格 <sup>※2</sup>	3分野	10	
			2分野	6	
			1分野	3	
			無し	0	
2	担当技術者の能力 (書類審査)	主任技術者としての 同種業務実績 <sup>※1</sup>	3件以上	20	20
			1～2件	10	
			0件	0	
3	技術提案の内容	テーマ1 (20, 16, 12, 8, 4)		20	60
		テーマ2 (10, 8, 6, 4, 2)		10	
		テーマ3 (10, 8, 6, 4, 2)		10	
		テーマ4 (10, 8, 6, 4, 2)		10	
		テーマ5 (10, 8, 6, 4, 2)		10	
	合計				100

※1 同種業務実績…4. 参加資格要件 7) ①による実績

※2 専門分野の技術者資格…構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築積算士の資格  
所有の有無

(例. 自社に構造設計一級建築士と設備設計一級建築士取得者がいる場合 (建築積算士は不在)、6点)

一参加者の最高得点は、3. 技術提案内容の合計点(60点)×審査委員数(5名)+1. 事務所の能力(20点)+2. 担当技術者の能力(20点)=340点